

平成24（2012）年度
「地域公共政策士」育成のための
資格教育プログラムに係る
自己点検評価書
（第1種プログラム用）

実施機関名

成美大学

プログラム名

地域経営・観光プログラム

2012年7月

序章

本学は経営情報学部 1 学部に「ビジネスデザイン学科」と「医療福祉マネジメント学科」を設置している。また、ビジネスデザイン学科を、「総合ビジネスコース」「観光ビジネスコース」「スポーツビジネスコース」の緩やかな 3 コース制に移行すべく、準備を進めているところである。

本学のプログラムは、前記のうち、「総合ビジネス」「観光ビジネス」における専門の教員からの講座から成っており、広義の経営や、観光振興による地域活性化等に係る講義の教授から、地域における各セクターの現状把握や課題解決についての考察を深めることのできる「地域公共政策士」資格の第 1 種プログラムである「地域経営・観光プログラム」を、2012 年度より設置するにいたった。

本学のプログラムは、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構の発足に先立ち、京都府北部地域における大学と地域の連携を下支えする体制づくり、また人材育成が急務であるという課題に基づき、2011 年度末に「公共政策士」育成のための資格教育プログラム設置へのエントリーを行ったという経緯がある。

自己点検体制については、「成美大学自己点検・評価委員会規程」に基づき実施する体制になっているが、「公共政策士」育成のための資格教育プログラムについての自己点検については、今年度よりの実施ということもあり、現時点では同プログラムの担当教員等による情報交換を通じて、課題を抽出し、改善に向けた方策を検討する形としている。

本章

- ※ 各項目の解説に即して具体的に記述すること。
- ※ 内容は、各項目の記述、「長所と問題点」の記述と重複してもよい。
- ※ 今後の展望なども合わせて記述すること。
- ※ 根拠資料が複数ある場合は、複数提示すること。

1 目的・教育目標

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

本学のプログラムは、経営情報学部ビジネスデザイン学科の主に「総合ビジネス」「観光ビジネス」における専門の教員からの講座から成っており、広義の経営や、観光振興による地域活性化等に係る講義の教授から、地域における各セクターの現状把握や課題解決についての考察を深めることのできる「地域公共政策士」資格の第1種プログラムである「地域経営・観光プログラム」を、2012年度より設置するにいたった。

【現状の説明】

1-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的および教育目標が明示され、育成すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。
-----	--

<現状の説明>

本学全体の教学における基本理念、教育理念、教育目標については、添付資料 1-1 にあるような形で明文化されているが、「公共政策士」育成のための資格教育プログラムについては、序章でも述べたような理由のため、実施体制の整備が間に合っていない。そのため、現時点では資格教育プログラムの目標および教育内容という形では示されていないが、今年度の成果を踏まえつつ、また、京都府北部地域における大学と地域連携の推進、また地域公共政策士の育成に資するプログラムの目標や教育目標を明示したものを整えていく予定である。

<根拠資料>

*資料 1-1①②：成美大学基本理念、教育理念、教育目標

資料 1-2：平成 24 年度「地域公共政策士」プログラム 開講確認票

2 資格教育プログラムの内容

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

本学の公共政策士資格教育プログラムである「地域経営・観光プログラム」では現在、添付資料 1-2 にあるように、「地域経済論」「グリーンツーリズム論」「北近畿観光論」「企業論」「マーケティング論」「経営構想論」「地域財政学（地方財政学）」の 7 科目を設置している。

【現状の説明】

2-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム修了に必要な期間及び修得ポイント数が、当該資格教育プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。
-----	--

<現状の説明>

上記 7 科目を設置し、うち、5 科目を履修することによって、10 単位取得することによって、第 1 種プログラムの 10 ポイント修得できるようにカリキュラムが組まれている。なお、上記 7 科目は、添付資料 2-1 にあるように、前後学期にほぼ均等に配置され、通年で無理なく 10 ポイントが修得できる。

<根拠資料>

*資料 2-1：2012 年度成美大学時間割

【現状の説明】

2-2	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム修了の基準及び方法が当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。
-----	--

<現状の説明>

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム修了の基準及び方法については、添付資料 2-2 『成美大学学則』の第 5 章「教育課程及び履修方法等」、第 6 章「試験及び成績」、第 7 章「卒業の要件等」に準じており、明記されることによって、学習者に周知・共有されている。

<根拠資料>

*資料 2-2：『成美大学学則』第 5 章、第 6 章、第 7 章（p.144～145）

【現状の説明】

2-3	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標を達成するため体系的な科目が編成されているか。
-----	---

<現状の説明>

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標等については、添付資料 2-3 のシラバスにおいて「授業の概要」、「授業終了時の達成課題（到達目標）」という形で明記さ

れている。

<根拠資料>

*資料 2-3①～⑦：シラバス

【現状の説明】

2-4	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標を達成するために科目の内容、教育の方法が適切に実施されているか。
-----	--

<現状の説明>

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標を達成するための科目の内容、教育の方法については、添付資料 2-3 シラバスの「各回のテーマ・授業の方法・必要な予習・復習」の欄で明記されている。

<根拠資料>

*資料 2-3①～⑦：シラバス

【現状の説明】

2-5	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それに合わせた開講形態となっているか。
-----	--

<現状の説明>

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされているわけではないが、開講形態については、希望する者ならば誰にでも開かれているものになっている。これは、添付資料 2-2 『成美大学学則』の第 44 条ならびに資料 2-5 の『成美大学科目等履修生規程』にあるとおりである。

<根拠資料>

*資料 2-2：『成美大学学則』第 44 条 (p.146)

資料 2-4：『成美大学科目等履修生規程』(p.159)

3 学習アウトカムの測定

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400 字程度）

序章でも述べている通り、本学のプログラムは、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構の発足に先立ち、京都府北部地域における大学と地域の連携を下支えする体制づくり、また担い手となる人材育成が急務であるという課題に基づき、2011 年度末に「公共政策士」育成のための資格教育プログラム設置へのエントリーを行ったという経緯がある。

またそのため、本章の「1 目的・教育目標」で述べている通り、「公共政策士」育成のための資格教育プログラム実施にあたって未整備の点があるのは事実であり、学習アウトカムの測定についてもまた同様である。

【現状の説明】

3-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準及び方法が策定され、それらが学習者に対して、あらかじめ明示され、それらの基準及び方法に基づき、学習アウトカムに対する評価、ポイント認定が行われているか。
-----	--

<現状の説明>

本学の「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム全体を貫く目的や教育目標については現時点では設定されていないが、プログラムの各科目において、到達目標が設定されており、「地域公共政策士」育成に係る学習アウトカムと関連のあるものになっている。

<根拠資料>

*資料 2-3①～⑦：シラバス

【現状の説明】

3-2	各資格教育プログラムの学習アウトカムについて、学習者によるプログラム修了後の評価の仕組みが整備されているか。
-----	--

<現状の説明>

現時点では資格教育プログラムの学習アウトカム評価について、仕組みとして整備できていないわけではないが、担当教員による個別の授業アンケート等によって、学習者によるプログラム評価を行っている。

<根拠資料>

特になし。

【現状の説明】

3-3	外部機関と連携した科目等がある場合には、その実施先による学習者の学習アウトカムに対する評価の仕組みが整備されているか。
-----	---

<現状の説明>

現時点においては、外部機関と連携した「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムは存在しないが、今年度のプログラム実施を経た段階で、評価の仕組みづくりを検討したい。

<根拠資料>

特になし。

4 資格教育プログラムの管理・運営・改善

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

資格教育プログラムを管理・運営・改善していくための「制度」としては、本学全体の「自己点検・評価委員会規程」しか存在しないが、小規模大学ゆえの、頻繁なコミュニケーションによって運営方法や改善策について話し合われている。

【現状の説明】

4-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの趣旨に沿って、科目の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の科目日程等を明示し、カリキュラム及びシラバス、教育効果の測定方法等の見直しを適切に実施しているか。
-----	--

<現状の説明>

科目自体が「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの趣旨に沿ったものであるわけではないが、本学のプログラムの特色にあった科目を選択している。また、科目の具体的な内容や方法、使用教材、履修要件、日程等については時間割及びシラバスにおいて明示され、教育効果の測定方法の見直し等については、成美大学自己点検・評価委員会規程にもとづいて、改善を行うことが可能である。また、資格教育プログラム担当教員間での情報交換を通じて、改善策等が話し合われている。

<根拠資料>

- *資料2-1：2012年度成美大学時間割
- *資料2-3①～⑦：シラバス
- *資料4-3：成美大学自己点検・評価委員会規程

【現状の説明】

4-2	学習アウトカムに対する評価、ポイント認定において、評価の公正性及び厳格性を担保するため、学習者からの異議申立に対応する仕組みが明文化され、運用されているか。
-----	--

<現状の説明>

学習者からの異議申し立てに対応する仕組みが明文化されているわけではないが、学習者からの異議に対しては小人数教育という本学の特性を活かし、常に個別対応が可能となっている。

<根拠資料>

特になし。

【現状の説明】

4-3	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムを継続的かつ円滑に実施していくための体制が適切に整備されているか。
-----	---

<現状の説明>

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムに限定したものは存在しないが、「成美大学自己点検・評価委員会」を設置し、前記の規程第2条に掲げる事項の自己点検・評価を実施する体制が整備されている。

<根拠資料>

*資料4-3：成美大学自己点検・評価委員会規程

5 教員及び講師

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）	
「基礎データ」にも記したとおり、本学常勤の第1号教員6名が担当している。専門分野の内訳は、経済・経営系教員が2名、観光・地域研究系教員が4名である。	

【現状の説明】

5-1	教員及び講師が各資格教育プログラムの目的および教育目標に沿って構成されているか。
-----	--

<現状の説明>

本学は、政策系学部もしくは研究科は持たず、経営情報学部1学部の大学であるが、その中でも特に「経営」「観光」に関するプログラムを設置している。このことは、本学の「教育目標」についても掲げられている。

<根拠資料>

*資料1-1②：教育目標

5-2	<p>科目を担当する教員及び講師は、以下のいずれかに該当し、かつ、適切な指導能力を備えているか。</p> <p>① 教員及び講師の類型は、以下の各号に該当するものとする。</p> <p>第1号教員 教育上または研究上の学位及び業績を有する者</p> <p>第2号教員 特に優れた知識および経験を有する者</p> <p>第3号教員 教育指導に必要な資格・技能等を有する者</p>
-----	--

	<p>第4号教員 資格教育プログラムの遂行上特に必要とされる授業の補助を行う者、および教育的役割を担う者</p> <p>② 教員及び講師の類型は5-1の別表に記載されている場合には省略することができる。</p> <p>③ 第4号教員とは、第2号教員と一体となって実践教育を補助する者等を指す。</p>
--	--

<現状の説明>

本学常勤の第1号教員6名が7科目を担当している。

<根拠資料>

*様式4：平成24（2012）年度「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムに係る自己点検評価書 基礎データ（申請用）

6 資格教育プログラムの特色

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

「地域経営・観光プログラム」と銘打ったところが、公共政策系学部・研究科を有する他大学と大きく異なる点である。もっとも、財政学やマーケティング論は、公共政策の分野でもそれぞれ重要な理論、分野であるし、方法論としてのフィールドワークやケーススタディ、プレゼンテーションもまた、公共政策を学修する上でそれぞれ求められるスキルである。

また、「北近畿」や「グリーンツーリズム」といった、本学が立地する京都府北部地域固有のテーマを冠した講座があることも特色である。とりわけ、高齢化、過疎化、地域産業の衰退、人口減少といった、京都府北部地域が直面している諸課題に対して、地域資源の活用や交流人口の拡大といった観光の側面からの解決策を学ぶことができることは、本学のプログラムならではのといえよう。

地域固有の課題とその解決方法を理論面・実践面の双方から扱っているという点において言えば、「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムとしては合致していると考えられる。

【現状の説明】

6-1	当該資格教育プログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。
-----	--

<現状の説明>

おおよそ、「学術的理論を学ぶプログラム」、「地域固有のテーマを扱ったプログラム」「課題解決に向けた方法論を学ぶプログラム」がバランス良く配置されていることが特徴であるといえる。

学術的理論を学ぶプログラム：マーケティング論、地域財政学（地方財政学）、地域経済論
 地域固有のテーマを扱ったプログラム：グリーンツーリズム論、北近畿観光論、経営構想論
 課題解決に向けた方法論を学ぶプログラム：企業論、経営構想論、北近畿観光論

また、小規模校ゆえ、比較的少人数での講義が中心になり、丁寧な講義内容が特色である。

<根拠資料>

*資料 2-3①～⑦：シラバス

<長所と問題点>

関連する 小項目	<p>※関連する小項目が複数ある場合、複数記載してよい。</p> <p>※関連する小項目がない場合、適当な見出しを付けること。</p>
<p>※具体的に記述すること</p> <p>長所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数制（本年度でいえば数名～50名まで）による丁寧な講義であること。 ・京都府北部地域における課題ともリンクさせて考えられる講義であること。 <p>問題点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムを実施・運営・管理・評価・改善するにあたっての体制の未整備の問題。 ・学部学生とプログラム受講生との意欲や学力における差の問題。 	
根拠資料	特になし

<将来の改善方策>

<ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の問題に対しては、資格教育の実施・運営・管理・評価・改善のためのシステムや体制を作ることが急務である。 ・二つ目の問題に対しては、プログラム担当教員等で改善策を話し合っている。具体のアイデアとしては①学部学生の授業とは別途授業時間を設定し、同じテーマながら内容や課題を高度にする、②プログラム受講生に専門テーマや関心領域に関する授業を行ってもらい、③授業外の研究会やフィールドワーク、プロジェクト等に参加してもらい、彼らのモチベーションを高める、といったことが挙げられた。 	
根拠資料	特になし

終章

- ※ 全体を通して、点検・評価を行った結果、当該大学院が考える今後の展望と、今後取り組むべき課題などについて記述すること。
- ※ 本章の記述と重複してもかまわない。

今年度設立された、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構の発足に先立ち、京都府北部地域における大学と地域の連携を下支えする体制づくり、また人材育成が急務であるという課題に基づき、2011年度末に設置した、「公共政策士」育成のための資格教育プログラムが本学の「地域経営・観光プログラム」である。

人口減少、地域産業の衰退、財政難、過疎化、高齢化等、わが国の多くの地域が近い将来直面するであろう問題の影響を、大都市圏に先駆けて受けているのが本学の立地する京都府北部地域である。そういった意味でも、本学のプログラムがかような問題に対していかなる知見を提供し、課題解決に資することができるか、また、この地域における課題に対して、いかなる「地域公共人材」が求められるのかを、プログラムを実施するなかで、答えを出し、それをプログラムの改善に反映させていかなければならない。

京都府北部地域における大学への期待は、大学人が考える以上に大きい。だが、その期待に大学側が十分に応えているとは言えないし、また地域への情報発信や、研究成果や新たな知見のフィードバックもまだ不十分である。そのせいか、「地域と大学との連携」や「セクターを超えた協働」にもまだどこか“ぎこちなさ”が見られる。

今年度、本学の「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムは、こうした状況下、いわば「見切り発車」的に始動したため、体制の整備が追い付いていないのが何より反省点であり、この問題の解決も急務である。

今後は、体制の整備はもちろんだが、京都府北部地域で「地域公共政策士」として、地域の課題解決に資する人材育成や、彼らの活躍できるフィールドの提供、また、セクターの壁を越えた協働型社会の実現に資するべく、プログラムの受講生の層を厚くしていくことが求められる。そのためにも教育プログラムの質を保証し、信頼と認知度を高めていくとともに、地域に向けたプログラムの周知徹底が必要であろう。